

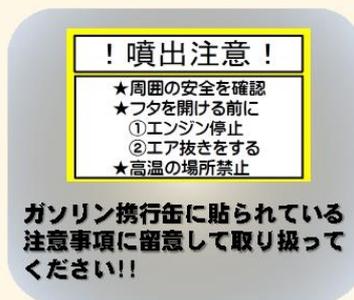
ガソリンを携行缶で購入する際の注意点

令和2年2月1日よりガソリンの適正な使用を徹底するため、ガソリンを携行缶で購入される方に対して、

- 消防法で ①**本人確認**(免許証の掲示など)
②**使用目的の確認** を行うとともに、
販売記録を作成することが義務付けられます。



⚠ ガソリンを取り扱うときの注意事項 ⚠



皆様のご理解とご協力をお願いいたします



NOGATA・KURATE FIRE DEPT.
直方・鞍手広域市町村圏事務組合消防本部

